

# お知らせ

申請者各位

令和3年2月15日  
経済産業省  
中部経済産業局

## 輸入承認申請等に係る変更について

現在、各経済産業局、通商事務所及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」といいます。）で行っている輸入の承認に係る手続は、令和3年4月1日（木）から、下記のとおり変更します。

### 記

#### 1 輸入割当品目（水産物）に係る輸入の承認等に係る申請について

経済産業局等が申請窓口となっている輸入割当品目（水産物）に係る輸入の承認、輸入承認証の内容変更及び有効期間延長（以下「輸入承認等」といいます。）の手続は、令和3年4月1日（木）からは、経済産業省（本省）の農水産室が申請窓口となり、輸入割当て・輸入の承認の手続は、下記のとおり行うこととなります（別紙参照）。

なお、輸入承認等の具体的な申請方法は、令和3年3月中に改めてお知らせします。

- （1）4月1日以降に割り当てるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）は一度の申請で同時に交付します。  
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づくILの交付業務も農水産室のみで行います。
- （2）交付するIQの全量（又は全額）を直ちにILに切り替え、交付するILの有効期間は一律12ヶ月とします（先着順割当てを除く。）。  
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づき交付するILの有効期間は6ヶ月です。
- （3）ILの「内容変更」及び「有効期間の延長」申請は、令和3年3月31日までに経済産業局等にて交付されたILも含めて、農水産室（本省）が申請窓口（電子申請を含む。）となります。  
※なお、延長申請期間が1ヶ月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合（経済産業大臣による延長承認を受けている場合を除く。）は、引き続き税関が申請先となります。
- （4）「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請に電子申請（NACCS）を導入します。

#### 2 輸入証認証（上記以外の品目すべて）の有効期間延長申請について

経済産業局等が申請窓口となっている輸入承認証（上記以外の品目すべて）の有効期間延長の手続は、令和3年4月1日（木）からは、当該輸入の承認を行った経済産業省（本省）の貿易審査課又は農水産室が申請窓口となります。

※なお、延長申請期間が1ヶ月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合（経済産業大臣による延長承認を受けている場合を除く。）は、引き続き税関が申請先となります

#### <お問合せ先>

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部  
○貿易審査課（水産物以外）  
TEL：03-3501-1659  
○農水産室（水産物）  
TEL：03-3501-0532

# 輸入割当品目（水産物）の輸入承認申請等に係る変更

## 【変更の概要等】

- 4月1日以降に割り当てるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）に係る申請は、一度、農水産室に申請するだけでILまで交付します。

これにより

- ・IQについて、有効期間等の管理をする必要がなくなります。
- ・各経済産業局等への申請にかかる時間やコストが削減されます。
- ・ILへの切替手続がなくなるので、その分だけ早く輸入ができます。
- ・ILへの切替手続の失念による輸入機会の喪失リスクが解消されます。

- ILの有効期間を6ヶ月から12ヶ月に延長します（先着順割当てでの有効期間は従来通りです。）。また、令和3年3月31日以前又は4月1日以降に交付されたILの内容変更等も、経済産業局等ではなく農水産室で対応します。

これにより

- ・12ヶ月間の連続した輸入が可能となります。
- ・ILの有効期間を気にしながら、IQからILに切り替える手間がなくなります。

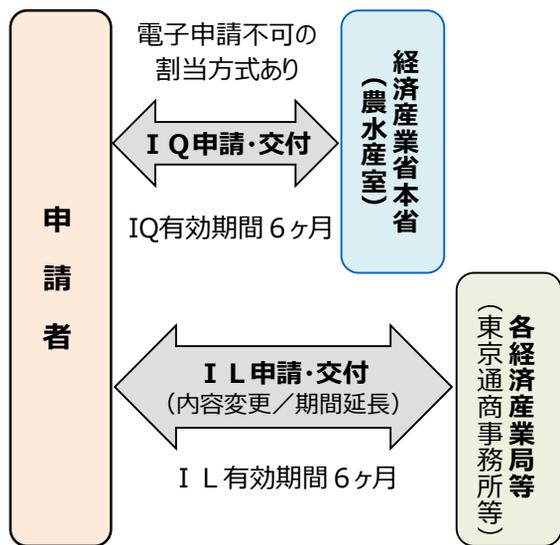
- これまで紙でしか申請できなかった「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請も電子申請(NACCS)が可能となります。

これにより

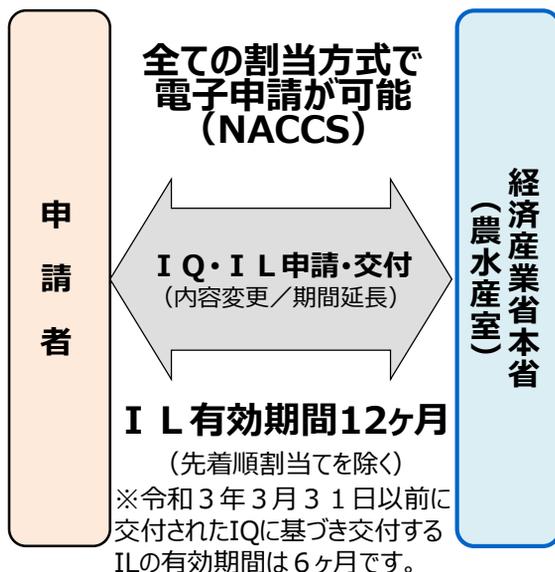
- ・全ての輸入割当てに係る申請・受領が24時間、自宅でも可能となります。
- ・ILの有効期限が30日前になると登録されたメールアドレスに通知が来ます。
- ・既已取得済みのNACCS利用者IDで商社割当ての追加申請等が利用できます。
- ・申請に係るコスト（郵送費等）やリスク（書類紛失や有効期間切れ等）の削減や、昨今の働き方改革（テレワーク等）の推進の観点からも、電子申請の積極的な活用をお願いします。

## 【申請手続のイメージ】

### <現行>



### <変更後(令和3年4月1日以降)>



## <参考：電子申請の利用について（問い合わせ先）>

- 電子申請の方法・内容にお悩みの方      MAIL:qqfcbj@meti.go.jp  
(経済産業省 貿易局 電子化・効率化推進室)

- NACCSインストールにお悩みの方      TEL:0120-794-550 (24時間365日対応)  
(NACCSヘルプデスク)      Fax:0120-794-529 (24時間365日対応)